

第2号被保険者（40歳から64歳の方）の申請方法について

第2号被保険者の要介護（要支援）認定申請には医療保険情報が確認できる書類・情報が必要です。

以下3点のいずれかの書類・情報の提示（写し可）をお願いします。

- ・有効期限内の「健康保険被保険者証」

※令和7年12月2日以降は、健康保険被保険者証を持参しても申請をお受けできません。

- ・「資格確認書」

- ・マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」

※いずれもお持ちでない場合、マイナンバーカードを提示いただき、医療保険情報の確認を行うこともできます。その場合、介護保険被保険者証（認定前）等の発行に2週間程度必要となります。なお、医療保険情報が確認できない場合、追加で上記3点のいずれかの提示をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。